

参考資料

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後				改 正 前																																							
<p><b>第1条</b> 浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表（第3条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>算定基準</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省 略</td> </tr> <tr> <td>連携施設経費補助事業</td> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td style="text-align: center;">省 略</td> </tr> <tr> <td>交通整理員配置費補助事業</td> <td><u>公私連携型保育所における交通整理員の配置に要する経費</u></td> <td><u>交通整理員の配置に要する経費に相当する額</u></td> <td><u>1 公私連携型保育所当たり年額 2,000,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">省 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～13 省 略 14 <u>この表において「交通整理員」とは、公私連携型保育所が、園児の送迎時の安全確保のために配置する交通整理を行う者であって、市長が必要と認めるものをいう。</u> 15～18</p>				補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額	省 略				連携施設経費補助事業	省 略	省 略	省 略	交通整理員配置費補助事業	<u>公私連携型保育所における交通整理員の配置に要する経費</u>	<u>交通整理員の配置に要する経費に相当する額</u>	<u>1 公私連携型保育所当たり年額 2,000,000円</u>	省 略				<p>別表（第3条第1項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>算定基準</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">同 左</td> </tr> <tr> <td>連携施設経費補助事業</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td style="text-align: center;">同 左</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～13 同 左  14～17</p> <p>（補助の対象等） <b>第3条</b> 同 左 2 同 左 3 <u>前2項の規定にかかわらず、浦安市私立保育所施設整備費補助金交付要綱（平成11年告示第43号）の規定により賃借物件による保育所整備事業に係る補助金の交付を受けているときは、その補助対象となる月に相当する</u></p>				補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額	同 左				連携施設経費補助事業	同 左	同 左	同 左	同 左			
補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額																																								
省 略																																											
連携施設経費補助事業	省 略	省 略	省 略																																								
交通整理員配置費補助事業	<u>公私連携型保育所における交通整理員の配置に要する経費</u>	<u>交通整理員の配置に要する経費に相当する額</u>	<u>1 公私連携型保育所当たり年額 2,000,000円</u>																																								
省 略																																											
補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額																																								
同 左																																											
連携施設経費補助事業	同 左	同 左	同 左																																								
同 左																																											
<p><b>第2条</b> 浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の一部を次のように改正する。 （補助の対象等）</p> <p><b>第3条</b> 省 略 2 省 略</p>																																											

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

別表 (第3条第1項)

補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額
省略			
賃借料補助事業	省略	省略	省略
省略			

備考

1～11 省略

月の別表の賃借料補助事業に係る補助金を支給しない。

別表 (第3条第1項)

補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額
同左			
賃借料補助事業	同左	同左	同左
<u>第三者評価費補助事業</u>	<u>第三者評価の受審に要する経費</u>	<u>業務委託に要する経費に相当する額</u>	<u>1 私立保育所等1回につき、業務委託に要する経費(600,000円を限度とする。)から第三者評価受審加算額を減じた額</u>
<u>嘱託医補助事業</u>	<u>私立保育所等嘱託医の嘱託に要する経費</u>	<u>私立保育所等嘱託医の嘱託に要する経費に相当する額</u>	<u>1 私立保育所等当たり年額260,000円</u>
<u>連携施設経費補助事業</u>	<u>小規模保育事業所が保育所又は認定こども園を連携施設として確保する場合に要する経費</u>	<u>連携施設の確保に係る経費に相当する額</u>	<u>1 小規模保育事業所当たり月額30,000円</u>
同左			

備考

1～11 同左

12 この表において「第三者評価受審加算額」とは、内閣府告示第1条第14号に規定する基本分単価に加算される内閣府告示第1条第43号に

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="241 459 327 488">12～16</p> <p data-bbox="241 529 327 558"><b>附 則</b></p> <p data-bbox="163 568 1102 667"><u>この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1229 309 1738 338"><u>規定する第三者評価受審加算の額をいう。</u></p> <p data-bbox="1207 347 2083 446">13 <u>この表において「連携施設」とは、浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。</u></p> <p data-bbox="1207 456 1290 485">14～18</p>